

第 2 4 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和 6 年 2 月 1 4 日（水） 午後 1 時 2 5 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ～ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 令和 6 年 2 月 1 4 日（水） 午後 1 時 4 5 分

4. 出席委員（13人）の番号及び氏名

1 番 鈴 木 照 子	2 番 成 田 春 光	3 番 高 橋 洋 美	4 番 棟 方 廣 光
5 番 田 村 昭 弘	6 番 菊 池 俊 輔	7 番 辞 職	8 番 佐 藤 勝 利
9 番 三 浦 大 俊	10 番 長 内 悟	11 番 秋 庭 礼 子	12 番 瓜 田 良 一
13 番 貴 田 徳 正	14 番 一 戸 辰 美	15 番 瀬 戸 弘 之	16 番 川 村 博 行
17 番 下 山 勝 源			

5. 欠席委員（3人）

- 2 番 成田春光
 5 番 田村昭弘
 6 番 菊池俊輔

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
 第 2 参与及び書記の任命
 第 3 議案第 8 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 8 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
 議案第 9 0 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 9 1 号 農地貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第 9 2 号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 報告第 5 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 5 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐 藤 一 人	事務局次長 鈴 木 秀 樹	総括主幹 貴 田 尚 人	主事 蒔 苗 一 輝
--------------	---------------	--------------	------------

8. 会議の概要

開会 午後 1 時 2 5 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 1 3 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 2 4 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 直ちに本日の会議を開きます。
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、
 3 番高橋洋美委員と 4 番棟方廣光委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、
 鈴木次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命します。
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議なしと認めます。

議 長	したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。 それでは議案の審議に入りますが、議案第 88 号から議案第 92 号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。 【なし】
議 長	異議がないので、そのようにさせていただきます。 まず最初に議案第 88 号に関する、農地法処理基準第 3 の 8 に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。 3 番高橋洋美委員。
高橋委員	はい、3 番高橋です。それでは、報告いたします。 去る 2 月 6 日、菊池委員、事務局と現地調査を行いました。 本議案の農地法第 3 条申請は、所有権移転が 16 件、使用貸借が 2 件です。 いずれも耕作目的の申請であり、農地法第 3 条第 2 項 6 号には該当しない権利取得と認められます。 以上です。
議 長	それでは、議案第 88 号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 88 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。 農地法施行令第 1 条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。 No. 5 につきましては、令和 6 年 2 月 13 日、譲受人死亡により譲渡人、譲受人の相続人双方の申し出により取下願が提出されましたので、本案件は 15 件となります。No. 1 から No. 4 及び No. 6 から No. 16 について説明いたします。令和 6 年 1 月 16 日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が 5 件、普通売買が 5 件、贈与が 5 件です。 農地法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。
議 長	ただいま、事務局より説明のありました議案第 88 号の No. 1 から No. 4 および No. 6 から No. 16 について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第 89 号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 89 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。 農地法施行令第 1 条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。 本案件は 2 件です。農地法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 契約期間は記載のとおりです。 以上です。
議 長	なお、この件に関して鶴田町農業委員会会議規則第 25 条に基づき、本議案 No. 1 の当事者である私下山が本案件終了まで退席します。代わりの議長として、議事の進行は川村会長職務代理にお願いいたします。 【下山勝源委員退席】
儀 長	暫時の間、議長をつとめさせていただきます。事務局から説明のありました、議案第 89 号の No. 1 について、質疑討論ございませんか。 【なし】

議 長	ないので、質疑討論を打ちきります。 ただちに表決に入ります。議案第 8 9 号のNo.1 について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。 【全員挙手】
議 長	賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。本案件が終了しましたので、下山会長を復帰させ、議事の進行を交代いたします。ご協力ありがとうございました。 【下山勝源委員着席】
議 長	それでは、議案第 8 9 号のNo.2 について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑討論を打ち切ります。 次に、議案第 9 0 号について事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 9 0 号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は 1 9 件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議 長	ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第 9 1 号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 9 1 号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は 2 3 件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑討論を打ち切ります。 次に、議案第 9 2 号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 9 2 号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は 2 件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

		契約期間については、記載のとおりです。 以上です。
議 長		ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長		ないので、質疑討論を打ち切ります。 それでは、表決に入ります。議案第 8 8 号のNo. 1 からNo. 4、No. 6 からNo. 1 6 及び議案第 8 9 号のNo. 2 及び議案第 9 0 号から議案第 9 2 号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。 【全員挙手】
議 長		賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。 次に、報告第 5 4 号について事務局より説明願います。
事 務 局		報告第 5 4 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について。 農地法施行規則第 6 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。 No. 1 No. 2 について、双方合意により解約した旨の通知がありました。 合意解約した日につきましては、記載のとおりです。 以上です。
議 長		ただいまの報告について、質問ございませんか。 【なし】
議 長		ないので質問を打ち切ります。 次に、報告第 5 5 号について事務局より説明願います。
事 務 局		報告第 5 5 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について。 農地法施行規則第 2 1 条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。 No. 1 からNo. 4 については、相続により所有権を取得したものです。 以上です。
議 長		ただいまの報告について、質問ございませんか。 【なし】
議 長		ないので質問を打ち切ります。 暫時休憩します。(午後 1 時 4 1 分) 【暫時休憩】
議 長		再会します。(午後 1 時 4 4 分)
議 長		本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第 2 4 回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後 1 時 4 5 分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年2月14日

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____